

平成 28 年 4 月 11 日

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する意見

一般社団法人国立大学協会

## 1. 総論

(高等教育全体のビジョン)

- 新たな高等教育機関を設けることによって、高等教育への進学率を全体として高めていこうとするのか、あるいは進学率は大きく変化しないが、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の各々の高等教育進学者の比率を変化させることを目指しているのか明確ではない。

我が国の高等教育全体の今後の方向性についてのビジョンを見据えた検討が必要であり、我が国の高等教育政策全体の中で新たな高等教育機関がどのように位置付けられるのかとの議論が必要である。

(高等専門学校制度との関係)

- 新たな高等教育機関の制度化の検討に当たっては、高等専門学校制度についても一体的に改革の方向性を検討する必要がある。

(新たな高等教育機関としての意義)

- 設置基準の具体的内容は今後検討されることとなるが、新たな高等教育機関に採り入れられる仕組みとして、インターンシップや実務家教員配置の義務付け等があげられているが、これらは専門職大学院を含め既存の大学等においても実行可能な仕組みであり、大学体系に位置付く新たな高等教育機関としての意義をより明確にすべきである。

(社会人の学び直し)

- 新たな高等教育機関が社会人にとってアクセスしやすく多様な学び直しの機会を提供するためには、従来の大学における学び直し環境に係る課題を解決する方策の検討が必要であるとともに、現行制度との機能分化をいかに図るか整理が必要である。

## 2. 制度設計等

(産業構造の変化に対する柔軟な対応)

- 新たな高等教育機関については、実践力強化に重点を置いた職業教育を推進することとされているが、産業構造の変化や職業の盛衰のスピードが増し、雇用も流動化する状況に鑑みると、他分野への転向や人材の流動性にも柔軟に対応することが可能となるようにすべきである。

(他の高等教育機関等との連携)

- 他の高等教育機関等との連携について、転学や単位互換のみならず、キャリアデザインの観点から新たな高等教育機関が周辺地域のハブ機能を発揮して、リソースの共有等を通じて既存の大学等におけるキャリア教育の実質化への貢献を期待したい。

(質保証システム)

- 新たな高等教育機関が国際的な通用性を担保するとともに、既存の高等教育機関と同様に位置付けられるようにするためには、厳格な質保証システムを構築する必要がある。

(3つのポリシーの明確化)

- 高等学校卒業業者や社会人など知識と経験が異なる多様な入学希望者に応じたアドミッション・ポリシーを明確化する必要があるとともに、高大接続システム改革と一貫性をもってそれぞれに応じたカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーもあわせて明確にする必要がある。

(学位の種類・表記)

- 学位の種類・表記の検討に当たっては、グローバルな視点でそれが実践的な職業教育の成果を徴表するものとして認識されるように留意する必要がある。

(財政措置)

- 新たな高等教育機関に対する財政措置については、既存大学に充てられる予算の削減につながることはないよう慎重な検討が必要である。

また、新たな高等教育機関は、産業界・地域等との協働による教育の推進を想定するものであるため、設置認可に当たっては、産業界・地域等からの財政的支援を要件とすることも検討すべきである。

平成 28 年 4 月 11 日

「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための  
新たな高等教育機関の制度化について（審議経過報告）」  
に対する意見具申書

日本私立大学団体連合会

## はじめに

本審議経過報告第 I 章「21 世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成」で述べられているように、現在、グローバル化の進展とともに、産業の高度化、産業構造の転換が急速に進みつつあるなか、我が国の少子・高齢化の進展は、今後の我が国経済の国際的競争力維持に不安を投げかけている。このような状況において、国民一般の能力向上を目指して、高等教育を充実させるとともに、高等教育において、実践的な専門性を身に付けた職業人材の育成を図り、かつ、生涯にわたって学び続けることのできる仕組みを整えることは、まさに我が国に求められているところであると言ってよい。その意味で、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」の審議経過報告は傾聴に値するものであり、本特別部会のご努力に対して敬意を表するものである。

しかしながら、ここで述べられている「新たな高等教育機関」については、さまざまな点で曖昧なところが多く、具体像を想起しがたいという問題がある。以下、具体的な諸点を挙げて、意見具申を行う次第である。

### 1. 専門職業人材が必要とされる分野、養成すべき人材像、育成すべき人数等、 「新たな高等教育機関」設置の前提について

第 II 章「高等教育における職業人養成の現状と課題」「2. 職業教育の課題と求められる対応」「① これからの経済社会を担う職業人養成のための課題と対応」において、「経済のサービス化・ソフト化等の動向も踏まえつつ、成長分野等で求められる実践的な専門職業人材の育成を推進する必要がある。例えば、平成 23 年答申の際の委託調査による推計では、福祉、IT・情報サービス、コンテンツ、観光等の分野で相当量の人材ニーズがある」（p.8）と述べられているが、どのような職業（産業）分野に関わる人材を育成するのかが、例示に留まるのみで、具体的に提言されていない。また、第 III 章「新たな高等教育機関の制度化の方向性」「1. 養成すべき人材像」には、養成すべき人材像として、①企業等の中で果たす役割、②個々の職業人としての観点、③我が国経済社会の中で果たす役割、という 3 つの点から人材像が述べられているが、いずれも抽象度が高く具体的な人材像が不明確である。養成すべき人材像は、職種・産業によって異なるものであり、いかなる職種・産業でどのような人材を育成すべきかが、具体的に検討され、提言されることが必要であろう。

さらに、種々の職業（産業）分野において、今後我が国が、毎年一体どれだけ

の数の専門職業人を高等教育機関で養成しなければならないかという、見通しがまったく述べられていないことも、問題なしとしない。第Ⅳ章「新たな高等教育機関の制度設計等」「2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方」「(2) 具体的設計」「④高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備」において、「設置認可審査に際しては、設置構想全体が社会的ニーズ等を反映し、学生確保・人材需要の見通し等の面からも、十分現実性が認められるものであることを確認する」(p. 23)と述べられているが、このような確認を行うためには、国が必要人材数についてビジョンをもっていることが必要である。この点についても、具体的な検討と提言を望みたい。法曹需要と法曹界への人材供給システムを同期させることができなかつた法科大学院と同じ轍を踏むことのないよう、需要を的確に試算することが必要であろう。

## 2. 現行の大学・短期大学との相違について

第Ⅲ章「新たな高等教育機関の制度化の方向性」「3. 大学体系への位置付け」で、「新たな高等教育機関については、教養や理論にも裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえれば、大学体系の一部をなす機関として、その制度の設計を図り、従来の大学と同等の評価を得られるようにすることが適切である」(p. 13)と述べられ、第Ⅳ章「新たな高等教育機関の制度設計等」では、その制度設計が縷々説明されているが、これらは、概ね現在の大学や短期大学でも実施されていることであり、なぜ、新たな高等教育機関を大学体系の一部として制度化しなければならないかについて、説得力のある説明がなされていない。

例えば、本経過報告にも記述されている通り、平成23年の大学・短期大学設置基準の改正により、いわゆる職業教育が現在の大学・短期大学に義務付けられており、平成27年度には、「職業実践力育成プログラム」を文部科学大臣が認定することになった(p. 15)。また、本審議経過報告p. 22に注記されている通り、平成17年の学校教育法改正により、「教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者」とされており、実学を標榜する学部・学科においては、すでに実務家教員を採用して、専門職業人の育成を行っている。また、社会人の学び直しにも対応できるよう、多くの大学で教学上の配慮が行われていることも言うまでもない。第Ⅳ章「新たな高等教育機関の制度設計等」「2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方」「(3) 制度全般にわたる事項」において、「既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるようにすることも、有益と考えられる」(p. 25)と記されているが、すでに大学・短期大学はそのような方向で動いていることを確認して戴きたい。

したがって、新たな高等教育機関を大学体系の一部として発足させることは、現行の大学・短期大学との差異を明瞭にすることができず、かえって混乱を招く

ことが憂慮される。

### 3. 新たな高等教育機関の制度設計と産学連携について

上記「2.」と密接に関与するところであるが、新たな高等教育機関の制度化、設置認可審査、教育課程の編成・実施並びに認証評価等々が、現行の大学や短期大学を基準としているため、実務家教員、研究能力を併せ有する実務家教員の割合に関する基準（p.19）を除くと、新たな高等教育機関の特性が明確であるとは言いがたい。さらに、これらの実効性のある実現のためには、その生命線ともいえる「企業等や産業・職能団体、地域の関係機関との連携」（p.20）が不可欠となるが、その実現のための方策に具体性がなく、あまりにも曖昧なままではないかと思われる。とくに、インターンシップ学生の派遣（p.19）については、そのあり方、受入れ先の確保など、実現可能性を踏まえたさらなる議論が必要ではないかと思われる。

### 4. 新たな高等教育機関に対する財政措置について

本審議経過報告p.25にある「新たな高等教育機関に対する財政措置」は、現行の大学・短期大学を対象とする私学助成の枠内において措置されるようなことがあってはならない。現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設は、新たな高等教育機関の充実・発展、現行の私立学校振興助成法が定める同法の目的の貫徹のためにも不可欠である。

## まとめ

「質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関」の制度化に関する提言は、経済面における今後の我が国の国際競争力を維持し、発展させるために、一定の必要性を認めることができる。しかしながら、この新たな高等教育機関を制度化する前提としての、具体的な現状並びに将来の傾向分析がなされていないために、説得力のある提言となっていないこと、新たな高等教育機関を大学体系の一部であるべきとする考え方があまりにも強固なために、現行の大学・短期大学と異なった高等教育機関としての特性が明確に示されていないことが惜しまれる。

さらに言えば、新たな高等教育機関の名称、学位の種類・表記、この機関の設置基準に相応しい助成水準、追加的財政需要に見合った財源など、平成27年3月の「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」の「審議のまとめ」で成案を得なかった事柄の検討が進んでいないこと、新たな高等教育機関の設置までの具体的なスケジュールがあまりにも不明確なことも、本審議経過報告を素直に受け容れがたいものとしている。今後は、本意見具申書で指摘した点に関してより具体的な検討を行われ、これまで成案が得られていない諸点についても具体的な案を提示して戴くように望みたい。

以上

公短大協第 1 号  
平成 2 8 年 4 月 8 日

中央教育審議会 実践的な職業教育を行う  
新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会  
部会長 永田 恭介 様

全国公立短期大学協会  
会長 東福寺



実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する  
特別部会「審議経過報告」(28.3.15) に対する意見の提出について

先般ご要請のありました貴特別部会におけるヒアリングにあたり、本協会の意見を取り纏めましたので提出いたします。

本協会では、今次の新たな高等教育機関の制度化に関する検討は、我が国の高等教育制度に大きな変革を求める重大な事柄であると受け止めています。

今後のご審議に当たっては、我が国の高等教育制度の輝かしい歩みを大切に更に継承・発展するものとなるよう、関係者はじめ幅広い国民の意見を徴して、慎重にご審議くださることをご期待いたします。

「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな  
高等教育機関の制度化について」(審議経過報告)に対する意見

平成28年4月8日  
全国公立短期大学協会

1. 公立短期大学の推移と現況について

(1) 学校教育法の一部が改正され、短期大学が発足可能となった昭和25年4月1日に全国で17の公立短期大学が誕生し、同年8月には全国公立短期大学協会が創立されて以来、本年は66年目を迎える。「公立短期大学五十年誌」によると、17校のうち、実業系短大が7、工業系が3、農業系が1、その他が3という構成であり、その後5年のうちに開学した26短大についても、実業系の学科をもつ短大が16校に及んでいる。また、夜間課程をもつ短大も8校あった。このように、公立短期大学は、女子高等教育、実学的職業教育、夜間教育などの当時の社会的要請に即して誕生し、その数を増やしていったのである。そして、昭和39年度に短期大学制度が恒久化されたこと、さらに平成17年度に短期大学士制度が整備されたことにより、短期大学に対する社会的認知が定まったと言える。平成8年度には63校とピークに達したが、その後、大学進学率の上昇に伴う学生の四大志向や工農系・看護系短大の四年制への改組・統合などにより減少に転じ、平成28年度現在16校となっている。このように半世紀以上にわたる推移の中で公立短期大学は、地域における高等教育機会の確保の役割を担うとともに地域を担う有為な人材を養成・輩出し、地域の教育文化の継承・推進組織の一つとして寄与し、今日に至っている。

(2) 現会員校についてみると、北は北海道から南は鹿児島県まで、北陸、近畿、四国を除く各地域に点在し、設置形態も県立・市立、法人立と様々である。分野的には、保育士・栄養士・看護師・教員等職業に直結する分野と、人文・社会系など教養系の分野から成り立っており、各校においてはキャリア教育が積極的に実施されている。卒業生の多くは地元企業等に多く就職しており就職先からの評価は高い。また、特に教養系の分野からは、四年制大学の編入学が積極的になされており、高等教育の第一段階の役割も担っている。

(3) 当協会が平成25年に実施した「公立短期大学に関する調査報告」によれば、公立短期大学を希望する最大の理由は「学費が安いこと」であり、「専門の資格の取得」がそれに次いでいる。また、公立短期大学の魅力としては、これらに加えて「卒業時点での状況に合わせて進路の選択ができる」や「多様な進路の選択が可能」などが挙げられており、低廉な学費で、資格取得を含め質の高い教育を受けられることが公立短期大学の特長であることがわかる。事実、経済的に困難を抱える学生が多く、親からの援助が全くない中で、授業料免除、奨学金、アルバイトなどで生活費や学費を自ら工面する学生も存在している。このように公立短期大学は、地域における高等教育の機会を保障する役割を果たしている。

## 2. 「審議経過報告」に対する意見

(1) 「第Ⅰ章 21世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成」について  
現況の一断面をとらえているが、広い意味での「職業人」に必ずしも当てはまるものではないと考える。例えば、「今後の職業人養成の在り方」に記されている内容は、医療専門職にはあてはまらない記述であり、経済・競争力の向上のための人材シフト、労働生産性を高めることに繋がるような所謂“職業人材育成”にシフトした記述となっている。

(2) 「第Ⅱ章 高等教育における職業人養成の現状と課題」について

ここでの記述も医療専門職等については当てはまらず、職業人の捉え方が限定的である。それを踏まえたうえで述べると、新たな高等教育機関の創設によりミスマッチや早期離職等の課題解決に直結するとは言えず、これらの課題解決のためには初等中等教育段階でのキャリア教育が重要であると考え。また、6頁の脚注\*1については、大学での授業経験が「将来の職業に関連する知識や技能」に関しては「役に立っていない」又は「あまり役に立っていない」と回答した者の割合が約39.1%となっているが、大学には様々な専門分野があり、職業に直結した分野、直結しない分野の総合的評価結果と考えれば、該当部分の脚注として必ずしもふさわしいとは言えない。

一方、社会人の学び直し環境を整備する必要があるという指摘はその通りであり、現在各大学等が進める多様な取組を促すとともに、社会人の就学促進に対しては企業の理解や国の制度的支援が欠かせない課題であると認識しており、その要因や対策については、より多面的な視点が必要である。

(3) 「第Ⅲ章 新たな高等教育機関の制度化の方向性」について

ここで述べられている養成すべき人材像は企業にとって即戦力となる有為な人材であって、例えば医療専門職には当てはまらず、かつ、現在の大学等における教育で重視している人格陶冶や批判的思考力判断力の育成などの視点が欠落しているように思われる。

また、大学体系へ位置づけるのであれば、それにふさわしい最低限の施設・設備、教員資格が必要である。

(4) 「第Ⅳ章 新たな高等教育機関の制度設計等」について

教養教育の中身が所謂職業人育成の為のものに限定されており、哲学、歴史学、文学をはじめ伝統や芸術文化・学術など幅広い教養教育がないがしろにされているのではないかと。幅広い教養に立つてこそ、多様な視点から物事を理解し判断する、真にグローバルな職業人の育成につながると考える。

(5) 審議経過報告の全体を通して

今回の制度改革案は、我が国の高等教育機関の性格を大きく変える可能性があるにも拘わらず、結論を急ぎすぎているように思われる。現行制度（大学・短期大学）の中でも、キャリア教育・職業教育が重視され様々な取り組みがなされてきており、その成果

の検証をすることなく、新たな高等教育機関を作る必要があるのか疑問である。現行の大学・短期大学設置基準はかなりの程度柔軟になっており、今回の報告書に記されている実践的職業教育も現行の枠内で可能なのではないか。実際、現在でもかなりのウェイトをもって職業教育に特化している大学・短期大学が存在しており、現行制度内に“新たに職業教育を中心に据えた教育機関”が参入した方が、現在の大学・短期大学の活性化にも繋がると考えられる。

今回の制度改革については、質の高い実践的職業教育を謳いつつも、実質は「設置基準緩和」による新しい教育機関制度の設立をめざすものであれば、我が国の大学の質の低下につながる恐れがある。そのため、高等教育機関としての質を確保しながら、有為な人材を地域に送り出してきた公立短期大学としては、制度の創設自体に疑問を抱かざるをえない。また、分野別の検討も不可欠である。例えば、医療専門職に関しては、単に、「社会・経済の変化に伴う人材需要に即した・・・」ではなく、日本の医療をどうしていくのかなどを含め、医療専門家養成に向け、より多角的・多様な議論の上で、合意し、進めていくべきである。

### 3. 制度創設を前提とした場合、考慮されるべき留意事項

2. で記したように新たな高等教育機関の創設そのものに疑問を有するものであるが、制度を作ることを前提とするのであれば、以下のことについて慎重に検討し、現行の大学制度との相違を明確にした上で、国内外の教育制度との整合性を確保し、分り易く、且つ納得いく説明が不可欠と考える。

#### (1) 新たな高等教育機関の名称

新しい高等教育機関については、その名称が重要である。大学、短期大学とは異なる実学重視の新しい高等教育機関であることが、一般に対しても高校生に対してもわかる名称でなければならない。これは大学、短期大学にとっても新しい高等教育機関にとっても必要なことである。対象となる高校生を含め、人はまず入り口で特徴や相違を判断するのであり、この場合の入り口は名称である。その上で、中身を見ることに進むのである。新しい高等教育機関の名称が大学、短期大学と明瞭に区別できるものでなければ、新しい教育機関設立の趣旨に反すると考える。この観点から、「専門大学・専門短期大学」「専門職大学・専門職短期大学」は、現行の大学・短期大学と紛らわしいので絶対に避けるべきであり、「実践的職業教育」という内容が明確になる名称にしていきたい。

#### (2) 学位授与機関としての国際通用性

「学位」については、新しい高等教育機関も国際基準に則った教育を行える教育機関として、国際的通用性のあるものとする必要がある。また、学位の名称についても、新しい高等教育機関の名称と同様に、現行の大学・短期大学と異なることが明白なものにすべきである。国際的共通性から外国語訳（英訳）した時の名称は同じとせざるを得ない場合があるかもしれないが、日本語名称としては実学重視の新しい高等教育機関が認めた学位で

あることが判るものにしていただきたい。

### (3) 設置基準の具体的内容

新たな高等教育機関の創設を認めるとしても、あくまで現行の大学や短大の設置基準は維持する必要がある、学位授与機関とするのであれば、施設・設備要件、教員要件については、現行の大学・短期大学の設置基準と同等なものとするべきで、設置基準のダブルスタンダード化は避けるべきである。現行の大学・短期大学の設置基準は最低限のものであり、現在の大学・短期大学の多くは、かなりの余裕を持ってその基準をクリアしているため、新しい高等教育機関においてもその基準をクリアすることは最低限の要件である。

また、現行の大学・短大と「同等」としつつ教育内容の違いから異なる基準を設ける場合には、その違いを明確にすべきである。特に、実務家教員の位置づけや評価、教育内容における実習の位置づけ、インターンシップの単位認定などについては、慎重に協議・検討を行う必要がある。「みなし教員」は実質的には非常勤講師の仕事をするようになるので安易に認めるべきではない。

### (4) 企業等との関係性

企業等との連携は必須と考えるが、あくまで「連携」であり、特定の企業等との「密着」「癒着」に陥らないようにしていく必要がある。実務家教員の提供、インターンシップへの協力、カリキュラムの作成、外部評価などで全面的な協力が不可欠と思料されるが、その際、企業の論理を教育の現場にそのまま持ち込むことのない仕組みを構築すべきと考える。個別の企業というよりは、より広い関係団体（教育に意欲を持つ業界団体、職能団体）との連携や支援を得る方策が必要と考える。

### (5) 質保証のしくみ

現行の大学・短期大学と同等又はそれ以上の設置基準、自己点検・評価、認証評価制度の導入、情報公開の実施が不可欠と考える。

以上

平成28年4月11日

「社会・経済の変化に伴う人材需要の即応した質の高い専門職業人養成のための  
新たな高等教育機関の制度化について（審議経過報告）」

日本私立短期大学協会

1. 高等教育における職業教育について
  
2. 「学士課程相当の課程」の区分制（前期・後期）教育について  
質の担保  
国際的通用性  
他の高等教育機関の制度との整合性
  
3. 「実践的な職業教育を行う実務家教員」の質の担保について  
設置認可時の教員資格審査
  
4. 施設・設備の基準について  
「図書館」等、高等教育機関に相応しい教育条件の整備
  
5. 財政措置について  
私学助成と別建ての助成制度の創設

# 高等専門学校の概要

平成28年4月11日

(一社)高等専門学校連合会  
副会長 新田 保次



# 高等専門学校制度の概要

## 1. 高等専門学校とは

- 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした**5年一貫の創造的実践的技術者教育**を行う**高等教育機関**
- 近年では、研究・開発に従事する技術者としての活躍も期待されている

## 2. 入学者・卒業者の状況

本科入学者数： 10,911人（15歳人口の**約1%**）  
（志願者数18,581人（志願倍率1,8倍）（平成27年度入試））

本科卒業後の進路： 6割が就職（求人倍率約20倍，就職率はほぼ100%）  
・就職者の約5割が製造業に就職するなど、我が国の経済産業を支える人材を輩出  
・職業別では、94%が技術者（専門的・技術的職業従事者）として就職  
4割が進学（うち6割が大学，4割が専攻科）

専攻科修了者の進路： 修了後、6割超が就職し、3割超が大学院へ進学

# 学校数・学科数・学生数

## 1. 学校数、学生数等の状況(平成27年度)

	学校数	学科数 (注1)	在学生数	専攻科を設置する 学校数	専攻科学生数
国立	51	219	48,627	51	2,928
公立	3	7	3,575	3	203
私立	3	8	2,189	2	29
計	57	234	54,391	56	3,160

## 2. 分野別学科数(平成27年度)

	工学						商船	工学・商船 以外 (注3)	計
	機械系	電気・ 電子系	情報系	化学系	建設・ 建築系	その他 (注2)			
学科数	48	66	39	27	34	12	5	3	234

(注)1. 募集停止中の学科を除く。

2. 工学の「その他」は、デザイン、総合工学、総合システム工、ものづくり工、生産システム工の各学科である。

3. 工業・商船以外は、経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各学科である。

出典: 学校基本調査及び文部科学省調べ

## 高等専門学校との比較①

	高等専門学校	新たな職業高等教育機関
目的	<p>深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。 (学校教育法第115条)</p> <p>職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに(以下略) (国立高専機構法第3条)</p>	<p>① 専門とする特定の職業に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化【専門高度化】</p> <p>② 専門とする特定の職業に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化【実践力強化】</p> <p>③ 一定の産業・職業分野に関し、当該分野全般の、又はその関連の基礎知識・技能等を育成【分野全般の精通等】</p> <p>④ 実践的スキルや、実践知と理論知、教養等を統合し、課題の解決や、新たな手法等の創造に結びつけられる総合的な能力を育成【総合力強化】</p> <p>⑤ 職業人としての基礎的・汎用的能力や教養、主体的なキャリア形成を図るために必要な能力を育成【自立した職業人のための「学士力」育成】</p>
入学資格	中学校を卒業した者	高等学校を卒業した者
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> <li>本科:5年(商船に関する学科は5年6月)</li> <li>専攻科:2年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期大学士課程相当の課程:2年又は3年</li> <li>学士課程相当の課程:4年</li> </ul>

## 高等専門学校との比較②

	高等専門学校	新たな職業高等教育機関
学位等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 準学士の称号</li> <li>• 専攻科(2年)の修了者は(独)大学改革支援・学位授与機構の審査を経て学士の学位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 短期大学士相当の学位</li> <li>• 学士相当の学位</li> </ul>
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般科目と専門科目がくさび型に編成され、実験・実習・実技等の体験重視型の専門教育を実施。</li> <li>• インターンシップや卒業研究を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教養・基礎教育及び専門教育を通じ、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成。</li> <li>• インターンシップなどの実習等による授業科目を充実。</li> <li>• 授業で身に付けた知識・技能等を統合する総合的な演習科目を設定</li> </ul>
同時に授業を受ける学生数	一学級の学生の数は、40人を標準	大講義室等での一斉指導中心の授業ではなく、実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるようにする観点から、適切な水準を設定

## 高等専門学校との比較③

	高等専門学校	新たな職業高等教育機関
研 究	教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行なわれるように努めるものとする。 (高専設置基準第2条第2項)	「教育」機能に重点を置くが、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。
教員組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長、教授、准教授、講師、助教、助手を配置。</li> <li>教員の学歴構成            博士課程 : 56.7%            修士課程 : 31.7%            大学(学部) : 8.4%  <small>(平成25年度学校教員統計調査)</small> </li> <li>民間企業等での経験を持つ教員を積極的に採用</li> <li>新規採用教員のうち、民間企業等が前職の者の割合 : 25.4%  <small>(平成25年度学校教員統計調査)</small> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の実務家教員を一定割合以上配置。</li> <li>研究能力を併せ有する実務家教員の配置を一定割合以上義務付け。</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>大学教員の学歴構成</p> <p>博士課程 : 51.7%            修士課程 : 22.7%            大学(学部) : 19.7%  <small>(平成25年度学校教員統計調査)</small></p> <p>大学の新規採用教員のうち、民間企業等が前職の者の割合 : 13.7%  <small>(平成25年度学校教員統計調査)</small></p>

平成 28 年 4 月 11 日

「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について（審議経過報告）」に対する意見について

全国専修学校各種学校総連合会  
会 長 小 林 光 俊

- 貴特別部会において、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化に向け、鋭意、審議されていることに対して、敬意を表します。また、今回の関係団体ヒアリングにおいて、本連合会の意見を発表する機会を設けていただいたことに、深く感謝いたします。
- 今後、我が国が、持続可能な社会や一億総活躍社会を目指す上で、一人一人の国民が能力の高度化・多様化を図り、各産業において生産性向上を推進する必要があります。そのためには、国民各層が、特定の職業（職種）に関する専門的な知識・技能等や変化に主体的に対応できる資質・能力を身に付ける職業教育を評価・尊重する社会を形成することが重要です。
- その結果、自らの将来の職業に関して夢や希望を持って日々学んでいる若者たち、キャリアアップやキャリアチェンジを目指し学び直しを行っている社会人に対して、大きな励みと勇気を与えるものと確信しています。
- また、高等教育機関が我が国の社会経済の発展等を牽引していくためには、学問に基づく教育体系（アカデミック・ライン）に並立する実践的な職業教育の体系（プロフェッショナル・ライン）の柱を確立し、2つの教育体系を構築する必要があります。
- 技術革新や市場変動等が即時に全世界に広がるグローバル化、人口減少及び生産年齢人口の大幅な減少など、我が国が直面する諸課題も踏まえると、審議経過報告のとおり、産学連携を義務化した「新たな高等教育機関」の創設は喫緊の教育政策であり、本連合会は、その創設の方向性に全面的に賛同します。
- さらに、「新たな高等教育機関」は、地域の強みを活かし地方創生に資する人材育成の機能も求められるため、小規模の課程を設置・運営しやすい工夫を凝らす方針にも賛同します。「新たな高等教育機関」は、各地域において既存の高等教育における資源の有効活用も必要であると考えます。
- なお、「新たな高等教育機関」の制度設計の具体化においては、産業界・地域等との連携体制を組織的・実質的に構築する基準が重要であり、各仕組みについて、引き続き、審議を深めて、詳細を整理することをお願いいたします。

- 「新たな高等教育機関」は「大学制度の中に創設し、国際的な通用性のある学位授与機関としての位置付けを図る」（審議経過報告24頁）という方向性に賛成します。他方、「新たな高等教育機関」は「技能と学問の双方を結びつけた教育を行う高等教育機関」（同11頁）であり、かつ、「実践的な職業教育に最適化した高等教育機関を新たに創設」（同9頁）するものであり、「こうした特性に留意した基準の設定」（同22頁）が必要です。
- 以上の視点に立ち、審議経過報告「第四章 新たな高等教育機関の制度設計等」の記述のうち、本連合会が重要と考える内容を下記に整理しましたので、今後、十分に検討することをお願いいたします。

記

### 「独自の基準」の制定について

#### ◎ 産学連携による実践的な職業教育に特化した新たな高等教育機関に相応しい「独自の基準」を制定すること。

- 「新たな高等教育機関」には、「質の高い実践的な職業教育を提供するための**独自の基準**や、人材需要に即応した教育を機動的に行うための枠組み、社会人が学びやすい仕組み等を整備するものとし、こうした教育を行うことを**制度的にも義務付けられた機関**として明確化を図ることにより、我が国の高等教育における社会が求める専門職業人材養成の機能を、より高めていく役割を担うものとするのが適当」（審議経過報告10頁）であること。
- したがって、「新たな高等教育機関」の設置基準の策定等に当たっては、産業界の人材需要に的確かつ迅速に対応した教育を行うことができるようにするため、「職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関」（同9頁）として、「**独自の基準**」の整備若しくは「**こうした特性に留意した基準の設定**」（同22頁）が必要であること。
- 欧米をはじめ諸外国の基準等も参考にしつつ、かつ、例えば、
  - i **産学連携による取組の担保**…インターンシップをはじめとした企業内実習等の受入れ先・実務家教員の派遣元・教員のFD（最新の知識・技能等の習得）の受入れ先等の確保、定期的な教育課程編成の協議など
  - ii **社会人学生への配慮**…居所や勤務先からの交通の利便性、交通費など経済的負担の軽減など
  - iii **経済的困窮世帯の学生への配慮**…経済的負担（下宿に伴う家賃・生活費等）の軽減、学業に支障がないアルバイトの選択肢の多さなど
  - iv **実践的な職業教育の特徴**…少人数の学生を対象としたきめ細やかな

指導など

といった観点を踏まえ、

- i 大学や短期大学の設置基準と同等にすべきもの
- ii 必ずしも大学や短期大学の設置基準と同等にする必要のないもの
- iii 大学や短期大学の設置基準と同等にすべきでないもの

を理論上又は実務上整理し、産学連携による新たな高等教育機関に相応しい「独自の基準」を制定すること。

## 「教員組織・教員」について

(教員組織)

**◎実務家教員等の比率は、専門職大学院の比率を参考に一定割合以上配置すること。**

- 実務家教員（理論と実践の架橋を担う教員として、研究能力を併せ有する実務家教員を含む。）について、専門職大学院の比率（教職大学院のおおむね4割以上）を参考に一定割合以上配置すること。

(教員)

**◎実務家教員等の要件は、特定の職業（職種）の実務経験、実務上の業績その他をもとに質を確保すること。**

- 実務家教員（理論と実践の架橋を担う教員として、研究能力を併せ有する実務家教員を含む。）の要件については、職業（職種）や実務経験年数に応じて、実務上の優れた業績のほか、実務における専門的な知識・技能等に関する「調査研究等の経験（研究経験）・業績」又は「職業教育・職業訓練や能力開発の指導等の経験（指導経験）・業績」等も考慮すること。
- 「新たな高等教育機関」の教員の研究活動は、審議経過報告で指摘しているとおり、大学・短期大学の教員に求める研究活動と性格が異なることを前提とすること。

## 「教育条件・質保証等」について

(教育条件)

**◎小規模の基準の整備に当たっては、大学設置基準及び短期大学設置基準の収容定員を参考に設定すること。**

- 大学設置基準で200名、短期大学設置基準で100名と規定されている最低収容定員を参考に小規模の基準として設定すること。ただし、専任教員数や校地・校舎面積を加算する際の収容定員の幅は、大学や短期大学と異なる水準を設定すること。

◎運動場や体育館など体育施設は要件に加えないこと。教育課程において体育等がおかれる場合は、公立の体育施設や民間のスポーツ施設等の借用を可能とすること。

◎校地・校舎等は、実践的な職業教育の特性等を踏まえて、専門職大学院と同様、教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する等の基準とし、大学・短期大学の基準を機械的に適用しないこと。

- インターンシップをはじめとした企業内実習等の受入れや企業等からの教員派遣など産学連携を積極的に行う上で、企業等から見ても又は学生の側から見ても、通学・通勤に便利な立地が必要であること等から、大学や短期大学の設置基準に定める校地の基準「1人10㎡以上」を機械的に適用しないこと。
- 企業等や学生への配慮の観点から、例えば、「教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする」（大学院設置基準第24条第1項）という独立大学院の基準を準用すること。

（質保証の仕組み）

◎実践的な職業教育の特性等に応じた認証評価の導入を検討し、レベルの高い質保証を確立すること。

- 「大学・短期大学と同様、自己点検・評価、認証評価機関による評価を義務付ける。認証評価に関しては、分野別質保証の観点を取り入れた評価の導入も検討する」（審議経過報告23頁）ことは重要であり、多様な職業分野の特性に配慮した認証評価・第三者評価を検討し、レベルの高い質保証を確立することにより、「新たな高等教育機関」に対する社会的信頼を一層高めていくこと。

◎業界団体や企業等、職能団体等の関係者が設置に係る審査会に参画し、実践的な職業教育の質に関して客観的かつ公正な審査を行うこと。

- 業界団体や企業等、職能団体等の関係者の審査への参加により、業界動向に基づく人材需要や必要な資質・能力等の知見による教育研究活動その他学校運営の審査、学問分野として確立していない職業（職種）、学術的に需要を把握しきれない新しい職業（職種）に係る審査を可能とすること。

「その他の制度設計」等について

（制度の基本設計）

◎「学士課程相当の課程」の後期課程（2年又は1年）の単独設置は認めないこと。

- 制度の基本設計の方針に問題はないが、大学・短期大学の制度との整合性や教育課程の体系性の確保の観点から、2年又は1年の後期課程だけを独立して設置する「学士課程相当の課程」の開設は認めないこと。

(新たな機関の教育活動における連携)

◎ 産業界等との多面的・密接な連携体制を組織的に整備し、教育活動等の見直しに関する機能を実質化すること。

- 業界・企業等又は地域等の人材需要や求められる資質・能力等を把握し、3つのポリシーをはじめ教育研究活動その他の改善・工夫に資するため、教育課程ごとに、外部の関係者と学内の教育課程の編成責任者等を構成員とする組織を設けること。

(名 称)

◎ 「新たな高等教育機関」の名称は、「専門職大学」とすること。

- 「専門高校－専門職大学－専門職大学院」という職業教育の体系性、また、厚生労働省所管の職業能力開発総合大学校が「職業大」という略称を用いていることから、名称は「専門職大学」とすること。

(人材養成推進のための基盤整備)

◎ 関係各省の枠を超えて、人材養成に連携する産業界等の負担軽減、学生の経済的支援や従業員の能力開発を行う企業等の支援等を推進すること。

(持続的な学びを促す制度の整備)

◎ 学校教育段階の学習履歴、職業人の教育訓練の履歴を蓄積する統一的制度を整備し、成果を累積して学位取得につなげる仕組みを構築すること。

◎ 早急に我が国独自の学位・資格枠組みを構築し、アジア諸国など広域的に各国の枠組みと連携を推進していくこと。

以上

平成28年4月11日（月）  
産業教育振興中央会

「審議経過報告」に対する意見・要望

1. 職業教育に対する社会全体の認識に関する課題と対応について
  - ① 「新たな高等教育機関」を卒業した者と「従来型の大学」を卒業した者に対する社会の意識・評価に差が出ないように、社会全体で積極的に取り組むことをお願いしたい。
  - ② 7頁（1）「4番目○印の箇所」の文言の修正要望  
「高校生の卒業後の進路選択」を「中学生、高校生の卒業後の進路選択」に修正していただくことをお願いしたい。
2. 専門高校での教育への支援について
  - ① 専門高校での教育活動の充実と生徒の学習意欲の啓発のために、「新たな高等教育機関」の専門高校での教育活動への協力（出前授業、カリキュラムの連携・接続等）をお願いしたい。
  - ② 専門高校での実習等の指導ができる人材養成（教員の養成・現職教員の研修等）について、「新たな高等教育機関」で取り組んでいただきたい。
3. 入学者の受け入れについて
  - ① 専門高校で取得した各種資格や技能検定での成績、各種コンクール等での活動実績などを評価する入学者選抜の実施をお願いしたい。
  - ② 専門高校からの入学者を考慮したカリキュラムを用意するなど、アドミッションポリシーの明確化をお願いしたい。
  - ③ 専門高校からの入学者への費用負担の軽減についてお願いしたい。
4. その他  
専門的な職業教育を担う教育機関の一つである専門高校に対して期待のメッセージ的文言をこの「報告書」の中に入れていただきたい。

以 上

## 「専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について (審議経過報告)」に関する考え方

2016年4月11日

一般社団法人 日本経済団体連合会

未来産業・技術委員会 産学官連携推進部会

永里 善彦

### 基本認識

- かねてより経団連は、数次にわたる提言<sup>1</sup>において、理系・文系を問わず、基礎的な体力、公德心に加え、幅広い教養、課題発見・解決力、外国語によるコミュニケーション能力、自らの考えや意見を論理的に発信する力をもった人材育成に期待する旨を言及。
- 上記の素養を初等中等教育段階で身につけた上で、各高等教育機関においては、学生が志す専門分野の知識を修得するとともに、留学をはじめとする様々な体験活動を通じて、文化や社会の多様性を理解することが重要である。

### 今後の議論に関する期待

<前提>

- 当教育機関における課題認識・解決策の多く<sup>2</sup>は、「大学改革」に関する議論において従前より産学官を問わず指摘されている点と近似。文部科学省においては、第一に「大学改革」を完遂することが本制度化の前提である。
- 既存の大学等の高等教育機関との重複感を避けるため、教育内容・方法や教員資格、学位等に関する差別化をはかるべき（併せて、既存の大学等が新制度へのスムーズに移行できる仕組みも重要）。その際は、わが国の教育システム全体を俯瞰し、諸外国における成功例<sup>3</sup>等を分析した上での議論を期待。

<sup>1</sup> 「世界を舞台に活躍できる人づくりのためにーグローバル人材の育成に向けたフォローアップ提言ー」（2013年6月13日）、「次代を担う人材育成に向けて求められる教育改革」（2014年4月15日）、「未来創造に資する科学技術イノベーション基本計画への進化を求めー第5期科学技術基本計画の策定に向けた第2次提言ー」（2015年3月17日）

<sup>2</sup> 「国立大学改革プラン（2013年12月）」「国立大学経営力戦略（2015年6月）」等。

<sup>3</sup> スイスでは産学連携を通じた職業教育が充実しており、国家の生産性向上に寄与しているとの指摘がある（江藤学 2013. 「スイスのイノベーション力の源泉」年次学術大会講演要旨集, 28: 283-288）。

<産業界からのニーズについて>

- 現時点では、どのような職業分野で当該教育機関へのニーズがあるかが不明確。今後、経済産業省等における調査結果<sup>4</sup>等も活用しながら、具体的にニーズがある職種・産業分野を明確にすべき。
- 卒業者が実社会で活躍できるよう、設置認可や評価に際しては産業界の協力を得て実社会において求められるスキルを反映したものとすべき。また、英国等の取組み<sup>5</sup>に鑑み、学生・教育機関・教員に関する「質保証システム」の導入も積極的に検討すべき。

<本教育機関の開設予定年度（2019年度）における変化を見越した対応>

- 技術進歩に伴う要求スキル変化への対応： AI（人工知能）や IoT 等の技術進歩を通じ、これらの技術を用いた新ビジネスの創出やプロジェクトマネジメント等を担う人材育成への要請が飛躍的に高まることが予見される。
- 国際化への対応： 多くのグローバル企業においては、既にインド等から優秀な IT 人材を積極的に呼び込む取り組みが進んでいる。当教育機関においては、外国人材への門戸を開くと共に、グローバルな人材獲得競争下におかれることを見越した教育・研究レベルの確保が重要。
- 教育環境の変化への対応： 今後は、教育の IT 化が一層進展することが予見される。当教育機関においても、MOOC（大規模オンライン学習講座）等の仕組みの活用を前提とした設計が不可欠。

以 上

---

<sup>4</sup> 経済産業省「理工系人材育成に係る現状分析データの整理（2014年8月6日）」等。

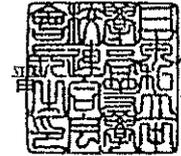
<sup>5</sup> 英国では、「高等教育 質保証機構（QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education）」などの公的機関が、教育の質や達成度について厳格な評価を行い、資金配分を行う機関と一体となり活動を行っている。

私中高連発第 5 号  
平成 28 年 4 月 6 日

中央教育審議会

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会  
部会長 永田 恭介 殿

日本私立中学高等学校連合会  
会長 吉田



## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について (意見)

貴部会で審議されている「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」について、下記の通り意見を申し上げます。

### 1. 新たな高等教育機関の設置趣旨とその妥当性について

新たな機関を制度化する目的や趣旨の多くは、例えば平成 26 年の大学教育部会の短期大学ワーキンググループによる「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）」や平成 17 年の「我が国の高等教育の将来像（答申）」中の短期大学の役割と機能で示された内容との違いが判然とせず、今回あえて同種の学校種を新たに創設し、並列的に創設する意義や必要性の根拠が明確でない。

また、新機関が人材需要に即応した質の高い職業人育成を目指すという方向性にも疑義がある。職場で求められる専門知識、技能は現場ごとに異なることに加え、今後、技術革新や産業構造の転換が加速していく中においては、個々に求められる専門知識、技能も急速に変化することが想定される。「新鮮なものは腐りやすい」の例えの如く、仮に新機関で現時点での高度な専門性を修得したとしても、それは社会の変化とともに急速に陳腐化する危険を孕んでいるのである。だからこそ、「学校」は人間の成長過程で集中的、合目的的に学ぶ場として、基礎基本の取得に重点が置かれているのではないのか。

むしろ、これからの生産現場で中核を担う人材に求められるのは、社会環境、経済情勢、需要動向、コスト意識、ICT の活用などの様々な知識や技能を総体して駆使する力であり、企業側も新卒者の採用選考において専門性よりもコミュニケーション能力、主体性といった普遍性のある力を重視する傾向が顕著に現れているのである。（日本経済団体連合会 新卒採用に関するアンケート調査結果（2015）参照）

さらに、即応性のある人材育成の手段として、実務家教員の積極的な採用や、インターンシップなどの実習等を重視するとしているが、そもそも現場を牽引できる人材となるには、基礎的な知識・技能・意欲とともに、それぞれの現場での経験を経て修得することが出来るリーダーシップが必要であり、「学校」での短期間の教育だけで身につくものとは考えにくい。

このように、新機関の趣旨は短期大学の役割及び実態と多分に重複しており、人材需要に即応した教育を行うという方向性、およびそれに至る方策についても疑義があることから、新機関の制度化については、さらに検討を要するものと言わざるを得ない。

## 2. 新機関の運営の安定性確保について

高校生の進学先として新機関の制度化を考えたとき、学校制度として教育力、教育環境面で安定的、継続的に維持されるための担保機能を備えているかについても授業運営、財務基盤の点で懸念がある。

授業運営については、特定の専門性を教授する以上、例えば当該分野が産業構造の変化によって劣化したときどのように対応して行くのか。一方で、外的環境への臨機応変の対応は学校運営の安定性に影響し、教育の一貫性の確保も難しくなる。企業との連携を強めれば、学校運営が企業や業界の動向に左右されかねないというジレンマに陥ることになりかねない。

また、財務基盤についても、産業構造の変化によって短期間で志願者が大幅に変動することが予想され、経営面で長期的に安定した授業料収入が見込めないことも懸念される。

以上のような様々の懸念から、残念ながら現在の制度化案のままでは、新機関が高校生の進学先としての教育力、教育環境面の安定性、継続性を十分に確保しているとは言い難い。

## 3. 私学助成等に伴う教育内容、水準の確保について

新機関は、大学体系への位置づけを想定しており、1条校として私学助成等の公金による支援を受けるとなれば、既存の1条校に求められるのと同水準の教育の内容や質が当然確保されていなければならない。しかし、その水準確保の審査についても以下の懸念がある。

制度化案では、設置審査については、産業界との連携体制を確保するとされているが、設置認可審査に特定の産業分野の関係者が関わることになれば、当然、自身の産業分野に都合の良い学校には審査が緩くなり、安易に認可されてしまうということも起こりかねない。また、設置対象となる職業分野の限定は行わないとしているが、分野として確立されていない職業を扱う新機関の設置審査は誰がどのような基準で行うのかも曖昧である。

実務家教員については、教員組織の中に積極的に位置づけるとされ、学校運営において重要な役割を担うことになるが、様々な職種がある中で当該教員の実務卓越性を客観的に評価することが可能なのか疑問である。設置について職業分野に制限がない上、高い比率を占めるであろう実務家教員の採用基準が不透明では、教育の質、内容の担保が十分に確保されるとは思えない。さらに、実務卓越性を有する教員は、逆に、その実務卓越性故、その分野が最新の技術でなくなったとき、どのように修正対応するのか等々懸念は残されている。

このように課題が山積している以上、新機関を制度化し公的支援の対象とするには、なお慎重な検討が必要である。

以上